

中澤省一郎のSS経営メールマガジン No.139

12/8 出光+昭和シエルの資本提携報道

日経1面TOPで「出光・昭和シエルが相互出資 2割前後、合併へ先行」という記事が出ました。
簡単に解説すると

■ 出光のTOB規制せずに昭シエル株取得：恐らく12月中

- RSDから昭和シエル株を25%弱取得：公取委がOK出せば、TOBせずに取得可能（出光昭介さんから大量報告書出さず = 5%未満。28%以下ならTOB規制対象外）
- 残りの8%強は、信託銀行が取得（お金は出光が信託銀行へ約400億円）

■ 昭和シエル保有予定出光株の議決権

- 出光が昭和シエル株式を25%未満の所有 ⇒ 昭和シエルが保有する出光株に議決権が存在
- 昭和シエルは合併承認総会で「賛成」出来ます。

■ 株式の相互保有による実質経営統合

- 一番わかり易いのが、ルノーと日産です。出光=ルノー、昭シエル=日産と考えて下さい。
- 昭和シエルは、出光による実質子会社化を回避。⇒「対等合併へ」
- 出光は創業家対策 ⇒ 合併承認が可能に

■ 公取委の審査と手順

- 出光の25%弱の昭シエル株取得：公取委の審査が出ればOK
- 昭シエルの出光株取得（第三者割当増資を想定）
⇒ 公取委への申請（出光の昭シエル株式取得がOKなら、申請後1か月位でOKが出るはず） = 1月下旬には可能になるのでは・・・
⇒ 現状で発行可能株式総数4.3億株、発行済み株式1.6億株なので、発行後20%は4000万株の時価発行は、取締役会決議でOK = 創業家の意向に無関係に可能

■ 創業家の議決権割合の低下 ⇒ 合併が可能に

- 出光が昭和シエル株を25%弱取得し、昭和シエルが出光株を増資で20%取得 ⇒ 創業家の議決権割合は34%⇒27%に低下（株主総会での単独での拒否権は消失）
- 議決権希薄化目的の第三者割当増資は無効 ⇒ 資本提携目的の第三者割当増資は有効の可能性大
⇒ 非常に有効な創業家対策

■ 映画「海賊と呼ばれた男」12/10より上映⇒創業家は動きづらい！時期

- 映画の上映開始にぶつかります。創業家は動きづらいと思います。
- 出光の昭シエルへの第三者割当増資の公取委の審査も1月下旬には承認が出ると思います。

11/29 JXTGの経営統合承認の臨時株主総会招集通知

いや。ビックリしました。「異例」満載です。
公取委の経営統合承認がでる前に、臨時株主総会の招集通知が11/29に発せられました。
一般的には「公取委の承認」⇒臨時総会の招集通知です。

但し、8/26契約の株式交換契約もよく見ると、「色々」と手を打ってました。

- ・ 合併承認は「必ずOK」という自信です。
- ・ そして、「必ず合併する」という強い意志を感じます。双方に「絶対必要」なのです。

■ 12/21の臨時総会までに公取委の合併承認が出ない場合

- それでも全ての議案が決議されます。
- 独禁法違反では？ ⇒ 大丈夫です。
- 招集通知 http://www.hd.jx-group.co.jp/ir/stock/meeting/pdf/jx_jp_e_gmi_fy20161221.pdf のP9第11条(2)で、公取委の承認が得られるまで、臨時総会で決議をしても有効ではありません。

■ 4/1の合併期日までに公取委の承認が得られなかったら

- 招集通知のP8第4条2で、JXとTGとの合意で効力発生日（合併日）を変更できます。

でも、色々予防線は貼ってますが、恐らく12月中には、公取委の経営統合の承認は出るはずですよ。

その時の「問題解消措置」に注意して下さい。

地域等によっては、SS経営に大きな影響が出るかも知れません。